グアム移転事業に係る予算措置・資金提供状況

日本側資金提供総額：約3,721億円（2008米会計年度価格で約27.4億ドル）

令和5年5月

平成21年度　約346億円	H21.7米側に資金提供 H26.9 交換公文修正
フィネガヤン地区基盤整備事業（第1段階）【設計費】	約7億円
フィネガヤン地区基盤整備事業（第2段階）【設計費＋工事費】	約190億円
アンダーセン空軍基地北部地区基盤整備事業【設計費＋工事費】	約42億円
アプラ地区基盤整備事業【設計費＋工事費】	約92億円
消防署（フィネガヤン地区）、下士官用隊舎（フィネガヤン地区）標準設計、港湾運用部隊司令部庁舎（アプラ地区）、診療所（アプラ地区）【設計費】	約16億円
平成22年度　約468億円	H22.9米側に資金提供 H26.9及びH28.8 交換公文修正
フィネガヤン地区基盤整備事業（第1段階）【工事費】	約290億円
消防署（フィネガヤン地区）【工事費】	約24億円
港湾運用部隊司令部庁舎（アプラ地区）【工事費】	約23億円
診療所（アプラ地区）【工事費】	約90億円
基地管理庁舎、統合司令部庁舎、警察署、複合体育施設、下士官用食堂、下士官用隊舎実施設計（すべてフィネガヤン地区）【設計費】	約40億円
平成23年度　約93億円	H25.3米側に資金提供
アンダーセン空軍基地北部地区基盤整備事業【工事費】	約93億円
※平成23年度予算において、約149億円を計上したが、平成24年度に繰越しの上、一部（約93億円）を米側に提供。	
平成24年度　約5億円	H26.9米側に資金提供
士官用隊舎（フィネガヤン地区）【設計費】	約5億円
※平成24年度予算において、約7億円を計上したが、平成26年度に繰越しの上、　一部（約5億円）を米側に提供。	
平成25年度　約2億円	H26.9米側に資金提供
航空教育施設(アンダーセン空軍基地)【設計費】	約2億円
※平成26年度に繰越しの上、米側に提供。	
平成26年度　約180億円	H26.9及びH27.3米側に資金提供
南アンダーセン地区訓練場【設計費】	約10億円（当初予算）
南アンダーセン地区訓練場【工事費】	約171億円（補正予算）
※当初予算については平成26年9月に、補正予算については平成27年3月に米側に提供。	
平成27年度　約12億円	H27.10米側に資金提供
北マリアナ諸島連邦（テニアン）訓練場【設計費】	約12億円
平成28年度　約136億円	H28.8米側に資金提供
下士官用隊舎（フィネガヤン地区）【工事費】	約136億円

平成29年度　約259億円	H29.8米側に資金提供
下士官用隊舎2棟（フィネガヤン地区）【工事費】	約250億円
診療所（フィネガヤン地区）、北マリアナ諸島連邦（テニアン）訓練場【設計費】	約9億円
平成30年度　約623億円	H30.9米側に資金提供
下士官用隊舎3棟（フィネガヤン地区）【工事費】	約399億円
基地管理庁舎（フィネガヤン地区）【工事費】	約90億円
乗船施設（アプラ地区）【設計費＋工事費】	約120億円
士官用隊舎（フィネガヤン地区）【設計費】	約13億円
令和元年度　約213億円	R1.9米側に資金提供
下士官用隊舎（フィネガヤン地区）【工事費】	約198億円
施設管理・整備場、車両整備施設、教育センター、屋外運動場（すべてフィネガヤン地区）【設計費】	約15億円
令和2年度　約404億円	R2.9米側に資金提供
士官用隊舎（フィネガヤン地区）【工事費】	約158億円
統合司令部庁舎（フィネガヤン地区）【工事費】	約155億円
診療所（フィネガヤン地区）【工事費】	約64億円
腐食管理施設、戦闘参謀教育訓練施設（すべてフィネガヤン地区）【設計費】	約27億円
令和3年度　約434億円	R3.5米側に資金提供
士官用隊舎（フィネガヤン地区）【工事費】	約158億円
施設管理・整備場（フィネガヤン地区）【工事費】	約114億円
下士官用食堂（フィネガヤン地区）【工事費】	約101億円
警察署（フィネガヤン地区）【工事費】	約62億円
令和4年度　約545億円	R4.5及びR5.3米側に資金提供
複合体育施設（フィネガヤン地区）【工事費】	約106億円（当初予算）
車両整備施設（フィネガヤン地区）【工事費】	約36億円（当初予算）
教育センター（フィネガヤン地区）【工事費】	約35億円（当初予算）
戦闘参謀教育訓練施設（フィネガヤン地区）【工事費】	約116億円（補正予算）
腐食管理施設（第1段階）（フィネガヤン地区）【工事費】	約101億円（補正予算）
腐食管理施設（第2段階）（フィネガヤン地区）【工事費】	約83億円（補正予算）
屋外運動場（フィネガヤン地区）【工事費】	約69億円（補正予算）
※当初予算については令和4年5月に、補正予算については令和5年3月に米側に提供。	

※ 計数は四捨五入により、符合しないことがある。
※ 米側への資金提供にあたっては、グアム協定（第1条2及び第7条1（a））に基づき、各会計年度において日本側が米側に対して提供する資金の額及び日本側の提供する資金が拠出される個別の事業を定める別途の取極（交換公文）として、書簡の交換を実施。
※ 平成21年度及び22年度については、平成24年4月の日米「2＋2」共同発表による再編計画の調整等を踏まえて、平成26年9月に交換公文を修正。
※ さらに平成22年度については、経費節減等のため、平成28年8月に交換公文を修正。
※ 資金提供には、資金提供額及び提供した資金から生じた利子の使用額を含む。この場合、対象年度の支出官レートで換算。